

救援金募集期間が延長されました

ウクライナ各地で激化している戦闘により、多くの市民が緊張と不安の中で過ごしています。すでに子どもを含む市民の死傷者が報告され、市民生活に不可欠なインフラにも被害が出ています。また、紛争の被害を恐れ、多くの人びとが、周辺国（ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア等）に避難しています。

赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国赤十字社が実施するウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動を支援するため、救援金の受付を延長いたしました。募金方法等詳しくは下記事務局までご連絡下さい。

皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

問合せ先

■日本赤十字社 八代市地区

事務局 八代市社会福祉協議会

TEL 0965-62-8228

【ウクライナ人道危機救援金】

受付期間 令和4年3月2日(水)～**令和4年9月30日(金)**

【日本赤十字社】

救援金の受付方法

(1)郵便振替の場合

金融機関	記号番号	口座加入者名
ゆうちょ銀行・郵便局	00110-2-5606	日本赤十字社

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での振替手数料は免除になります。

(ATMによる通常振込みおよびゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかります)

※振込用紙の通信欄「ウクライナ人道危機」と明記してください。

※受領証をご希望の場合は、振込用紙の通信欄「受領証希望」と明記のうえ、お名前・ご住所・お電話番号を記載してください。

(2)メガバンク口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	すずらん支店	普通預金 2787781	日本赤十字社
三菱UFJ銀行	やまびこ支店	普通預金 2105784	
みずほ銀行	クヌギ支店	普通預金 0623471	

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望される場合は、日本赤十字社 パートナーシップ推進部(TEL:03-3437-7081)へ下記内容を連絡してください。

救援金名、住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込人名、振込金融機関名・支店名

※物品(衣料、食糧、布団等の救援品)の受付は行いません。

※個人の方は「所得税法第78条第2項第3号」、法人の方は「法人税法第37条第4項」に規定する寄附金に該当します。

※個人住民税の寄附金控除対象にはなりません。